

短期入所生活介護重要事項説明書

介護予防短期入所生活介護

< 年 月 日 現在 >

1 指定短期入所生活介護伊奈の里(以下「事業所」という。)は、介護保険法令に従い、要介護状態にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供する事により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とします。

2 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-723-1122 伊奈の里 サービスカウンター
(午前9:00～午後6:00)

3 伊奈の里の概要

- (1) 提供できるサービスの種類 短期入居介護サービス及び付随サービス
(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム 伊奈の里
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町中央1-93
介護保険指定番号	短期入居生活介護 (埼玉県 1171300062 号) 介護予防短期入所生活 (埼玉県 1171300062 号)
管理者	高澤 語

(3) 施設の職員体制

	業務内容	計
管理者	サービス管理全般	1名
医師	医学的管理全般	1名以上
生活相談員	生活上の相談等	1名以上
栄養士	栄養管理等	1名以上
機能訓練指導員	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名以上
介護支援専門員	サービス計画立案・管理等	1名以上
介護職員	日常介護業務全般	30名以上
看護職員	医療・健康管理業務全般	5名以上
事務職員	事務全般・請求事務等	2名以上

(4) 施設の設備の概要

定員		10名	静養室	1室
居室	4人部屋	2室	医務室	1室
	2人部屋	1室	食堂	1室
	個室	室	機能訓練室	1室
	その他	人部屋 室	談話室	1室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。		

4 サービス内容

① 短期入所生活介護計画の作成

…利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は保証人に説明交付を行い同意を得ます。

② 食 事…朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

以上の他に、午前10時と午後3時におやつを召し上がっていただきます。

原則、食堂にておとりいただきます。

③ 入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④ 介 護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑥ 生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦ 健康管理…看護職員等により、日常の健康相談や定期的な血圧測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

⑧ 緊急時の対応

…利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

⑨ 安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑩ 特別食の提供

…当施設では、通常メニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑪ 日常費用の受入・支払代行

…介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入・支払代行契約書」の締結が必要となります。

⑫ 所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等のみお預かりいたします。お預かりする所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑬ レクリエーション

…日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑭ その他のサービス

- ア 通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。料金は別途かかります。
- イ 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- ウ その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

5 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

	1日あたりのご利用者様負担額		
	1割の方	2割の方	3割の方
要介護1	623円	1,246円	1,869円
要介護2	695円	1,389円	2,083円
要介護3	770円	1,539円	2,309円
要介護4	842円	1,684円	2,526円
要介護5	914円	1,827円	2,740円

②食費	1日あたり	1,800円		
		(朝 300円・昼 790円・夜 710円)		
③滞在費	1日あたり	915円		
④日用品費	1日あたり	150円		
⑤機能訓練体制加算	1日あたり	1割負担13円	2割負担25円	3割負担37円
⑥夜勤職員配置加算	1日あたり	1割負担16円	2割負担31円	3割負担47円
⑦送迎加算	片道	1割負担190円	2割負担380円	3割負担570円

通常の実施地域は、伊奈町、上尾市、白岡市、さいたま市、
桶川市、蓮田市、久喜市です。

※介護保険報酬(①⑤⑥⑦)には地域区分別(6級地)の単位単価(10.33円)を乗じています。

※介護職員処遇改善加算(I)の(14.0%)が加算されます。
(端数に多少の誤差が生じる可能性があります。)

(2) 介護予防短期入所生活介護費

- ① 施設利用料 1割負担の方 2割負担の方 3割負担の方
- a) 要支援1 466円 932円 1,398円 (一日あたり)
- b) 要支援2 580円 1,159円 1,739円 (一日あたり)
- ② 食費、滞在費、日用品費、機能訓練体制加算、送迎加算は上記と同じ。

※介護保険報酬には地域区分別(6級地)の単位単価(10.33円)を乗じています。

※介護職員処遇改善加算(I)の(14.0%)が加算されます。
(端数に多少の誤差が生じる可能性があります。)

(3) その他の料金

- ①特別食 実費
- ②日常費用受入・支払代行 別途「日常業務受入・支払代行契約」を結んでいただきます。
- ③その他 上記のほか、レクリエーション費用、買物サービスの費用、送迎などは自己負担になります。

(4) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記キャンセル料がかかります。

入居日の前日までにご連絡いただいた場合	無料
入居日の当日までにご連絡がなかった場合	790円

(5) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退居する場合、退居日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退居を希望した場合
- ・入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(6) 支払方法

毎月20日までに、短期入居生活介護の利用月ごとの請求書を通知させていただき、28日に口座振替（自動引き落とし）させていただきます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

はじめてご利用の場合は、健康診断書の提出が必要です。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入居生活介護をご利用中でなければ文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、入居者の急変時には、速やかに対応をお願いするようしております。

医療機関の名称	医療法人 悠々会 内田クリニック
〃 所在地	埼玉県北足立郡伊奈町内宿台 5-4
医療機関の名称	医療法人 愛友会 伊奈病院
〃 所在地	埼玉県北足立郡伊奈町小室 5014-1
歯科医療機関の名称	大宮デンタルクリニック
〃 所在地	埼玉県さいたま市北区植竹町 1-755-2 TKビル1階

9 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

10 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をいたします。
 - ② 虐待防止のための指針の整備を行います。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11 身体拘束

- 1 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

12 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下【業務継続計画】という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 相談、要望、苦情等の窓口

短期入居に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆ サービス相談窓口 ☆

電話番号； 048-723-1122 伊奈の里 サービスカウンター

(受付時間 午前9:00～午後6:00)

苦情相談解決 第三者委員 爪木澤和弥 (0480-22-5824)

近藤博昭 (048-772-1073)

なお、お住まいの市町村または埼玉県国民健康保険団体連合会でも

受け付けております。

伊奈町役場 いきいき長寿課

電話番号 048-721-2111 (代表)

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 相談窓口

電話番号 048-824-2568 (直通)

令和 年 月 日

短期入居生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 大樹会
理事長 井上 直樹 印
所在地 埼玉県北足立郡伊奈町中央 1 - 9 3

事業所名 ショートステイ 伊奈の里

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入居生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者
住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者
住 所 _____

氏 名 _____ 印